⑵　バースト波の場合は、副搬送波の数が少ない状態の時間の割合が最小となる変調状態とする。
⑶　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとに送信を行う。
⑷　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定する。
⑵　試験機器、測定用空中線を対向させ、その偏波面、高さと方向を調整し、スペクトル分析器の入力レベルを最大にする。ただし、占有周波数帯幅の測定に必要なダイナミックレンジが得られる入力レベルに達しない場合は、空中線間の距離を短くして測定することができる。
⑶　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑷　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
⑸　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。
⑹　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」とする。
⑺　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」とする。
⑻　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとに送信を行い、各周波数セグメントについて占有周波数帯幅を測定する。
⑼　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線において測定する。

5　試験結果の記載方法

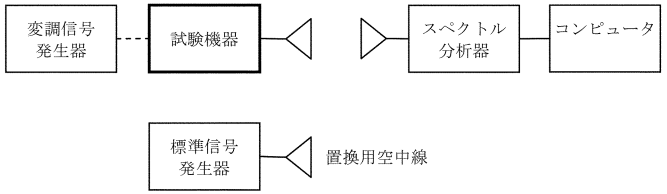
⑴　占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。
⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとの測定値を記載する。
⑶　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値のうち、最も大きなものを記載する。

6　その他

⑴　２⑴において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。
⑵　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は、この限りでない。
⑶　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。
⑷　複数の空中線を有する場合であって、空中線ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超えるときは、全ての空中線から送信し、空中線電力の総和が最大となる状態で測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて記載すること。

十八　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで（注）
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（s）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　掃引周波数幅から次の周波数範囲を除く。

占有周波数帯幅18MHz以下
5.2GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.3GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.6GHz帯：5,460MHzから5,740MHzまで
占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下
5.2GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.3GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.6GHz帯：5,455MHzから5,745MHzまで
占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下
5.2GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.3GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.6GHz帯：5,420MHzから5,760MHzまで
占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下
5.2GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.3GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.6GHz帯：5,340MHzから5,800MHzまで
占有周波数帯幅78MHz超
5.2GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.3GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.6GHz帯：5,236MHzから5,904MHzまで

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数及び不要発射周波数（探索された周波数）